



箕面市国第 293 号
平成 22 年 (2010 年) 11 月 24 日

箕面市国民健康保険運営協議会
会長 牧原 繁 様

箕面市長 倉田 哲郎



箕面市国民健康保険事業の運営について (諮問)

箕面市における平成 23 年度以降の国民健康保険事業の運営について、貴協議会の意見を求めます。

(諮問主旨)

我が国の医療保険制度は、少子・高齢化の進展や、疾病構造の変化、医療技術の高度化に伴い、極めて厳しい財政運営を強いられています。このような状況のもと、国民皆保険制度を堅持するために、国や府においては、国民健康保険制度について都道府県を単位とする広域化を行い制度の安定を図ろうとされていますが、制度改革は早くても平成 30 年度頃とされており、当分の間は現在の制度にて国民健康保険の事業を運営しなければならない状況です。

本市の国民健康保険におきましては、平成 20 年度に貴協議会から出された答申を基に、平成 21 年度および 22 年度において保険料率の改定や市独自制度の見直しを行い、その結果、一定の財政改善を図ることができたものの、単年度の赤字を食い止めるまでには及びませんでした。

現在市では、国民健康保険財政を支えるために一般会計から税金を投入しており、平成 21 年度においてその額は、法で定められた分が 7 億 1 千万円、法定外で 4 億 9 千万円、合計 12 億円にも上っています。これは、国民健康保険に加入していない世帯も含めて、一世帯あたり約 2 万 2 千円の税金を投入していることとなりますが、それでもなお、平成 21 年度末で市税収入の 1 割を超える約 30 億円もの累積赤字を抱え、引き続き厳しい状況です。また、本市の財政も箕面市緊急プラン (素案) を策定して基金に依存し硬直化した財政構造を解消するために行財政改革を実施しているところであり、国民健康保険財政の健全化を早期に実現しなければなりません。

市では、平成 23 年度以降も引き続き、国民健康保険特別会計の単年度赤字を食い止め、累積赤字の解消に向けた事業運営に取り組む所存です。

つきましては、その運営のあり方と手法について諮問いたします。